

個人情報及び特定個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人大阪医療ソーシャルワーカー協会(以下「当協会」という)が保有する個人情報及び特定個人情報につき、適正な保護のもとに当協会の会務及び事業遂行における利活用を図ることを目的とする基本規程である。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)

(2)特定個人情報

個人番号(マイナンバー)をその内容に含む個人情報によって特定の個人を識別することができるもの

(3)従業者

理事、監事、職員、協力部員等、当協会の会務及び事業において個人情報及び特定個人情報を取り扱う者

(4)個人情報保護管理者

個人情報及び特定個人情報保護規程の実施及び運用に関する責任と権限を有する者

(5)利用

当協会内において個人情報及び特定個人情報をを用いて会務及び事業を遂行すること

(6)提供

第3号で規定する従業者以外の者に、当協会の保有する個人情報及び特定個人情報を利用可能にすること

(7)委託

利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託すること。

(8)共同利用

特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供すること

(9)個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報

(適用範囲)

第3条 本規程は、当協会の従業者に対して適用する。

2 個人情報及び特定個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の趣旨に従って、個人情報及び特定個人情報の適正な保護を図るものとする。

第2章 個人情報の取得と利用・委託

(個人情報の取得の原則)

第4条 個人情報の取得は、利用目的を特定して明確に定め、これを本人に示すとともに、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

2 個人情報取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

(個人情報の利用目的)

第5条 当協会における会員の個人情報の利用目的を以下に定める。

- (1) 協会からの発送物送付
- (2) 総会開催、役員選出、会費請求などの当協会の会務
- (3) 会員名簿の作成
- (4) 会員区分の決定
- (5) 教育研修事業
- (6) 出版広報活動
- (7) 個人情報開示の際における本人確認
- (8) 調査研究など関係団体による事業の協力や関係団体との連携活動
- (9) その他定款に定める目的達成に必要なと理事会が認めた事業の実施

(個人情報の通知または公表)

第6条 理事会は、会員及び当協会へ入会しようとする者に対し、前条に掲げた利用目的を適切な手段で通知または公表する。

2 理事会は、教育研修事業実施にあたり、教育研修事業を効果的に運営するために取得が必要な個人情報を明確にし、教育研修事業に参加しようとする者、または教育研修事業に携わる者に対し、その取得方法及び利用目的を適切な手段で周知するものとする。

(個人情報の利用の原則)

第7条 個人情報は、原則として、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、当協会の会務及び事業の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

(個人情報の目的外利用)

第8条 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、個人情報保護管理者の承認を得た上で、本人に通知し、本人の同意を得た上で利用するものとする。

(個人情報の共同利用)

第 9 条 個人情報を共同利用する場合は、利用目的の達成に必要な範囲内において共同利用する管理者の氏名または名称、データの範囲を限定した上で、あらかじめ理事会の承認を得るものとする。

2 個人情報を共同利用する場合は、特定の者との間で共同利用する旨、データの範囲、共同利用者の範囲、利用目的、管理者の氏名または名称をあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知りうる状態に置いておく。

(個人情報の取扱いの委託)

第 10 条 個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、委託先の選定、委託内容、委託先に提供される個人情報などにつきあらかじめ理事会の承認を得るものとする。

2 委託にあたっては安全管理が図られるよう委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第 3 章 個人情報及び特定個人情報の第三者提供

(個人情報及び特定個人情報の第三者提供の原則)

第 11 条 当協会は次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報及び特定個人情報を第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 前項に基づいて第三者に提供する場合は、あらかじめ理事会の承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合には、個人情報保護管理者もしくはそれを補佐する理事の決裁により理事会の承認に代えることができる。この場合、担当理事は決裁後速やかに理事会に報告しなければならない。

第 4 章 個人情報及び特定個人情報の開示・訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データの開示等)

第 12 条 本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面によりその開示の申出があったときは、本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより会務および事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

2 開示は、原則書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以

外の方法により開示をすることができる。

3. 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止)

第 13 条 保有個人データの開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除、又は利用停止の申出があったときは遅滞なく調査を行い、申出をした者に対し、その結果を書面により通知するものとする。

2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、本人から訂正または削除を求められた場合は、これに応ずるとともに、訂正または削除を行った場合は、当該本人に対して通知を行うものとする。

3 第 12 条および第 13 条前 2 項の規定は、会員からの会員登録情報についての変更にかかる届出手続き、および研修申込内容にかかる訂正・削除・利用停止の申し出は適用外とする。

第 5 章 特定個人情報の適用範囲・取得・利用・管理

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第 14 条 当協会が個人番号（マイナンバー）を取り扱う事務の範囲は以下のとおりとする。

職員(扶養家族を含む)に係る 個人番号関係事務 (右記に関連する事務を含む)	源泉徴収関連事務等
	扶養控除等(異動)申告書、保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書作成事務等
	給与支払報告書作成事務等
	給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書作成事務等
	特別徴収への切替申請書作成事務等
	健康保険、厚生年金届出事務等
	国民年金第三号届出事務等
	健康保険、厚生年金申請、請求事務等
	雇用保険、労災保険届出事務等
	雇用保険、労災保険申請・請求事務等
雇用保険、労災保険証明書作成事務等	
職員以外の個人又は法人に係る 個人番号又は法人番号関係事務 (右記に関連する事務を含む)	報酬・料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務
	不動産の使用料等の支払調書作成事務
	不動産の取得・賃貸・売却にあたって個人との間での取引にかかる諸届
	不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書作成事務
	不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

(特定個人情報の取得の原則)

第 15 条 特定個人情報の取得は、利用目的を特定して明確に定め、これを本人に示すとともに、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

2 個人情報取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

(特定個人情報の利用目的)

第 16 条 特定個人情報は、第 14 条に示した事務のうち、必要な範囲において利用する。

(特定個人情報の利用の原則)

第 17 条 特定個人情報は、原則として、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、当協会の会務及び事業の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

(特定個人情報の取扱いの委託)

第 18 条 特定個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、委託先の選定、委託内容などにつきあらかじめあらかじめ理事会の承認を得るものとする。

2 特定個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合は、安全管理が図られるよう委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第 6 章 個人情報及び特定個人情報の管理

(個人情報及び特定個人情報の管理の原則)

第 19 条 個人情報は、利用目的の達成に資する範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(個人情報及び特定個人情報の安全管理対策)

第 20 条 個人情報保護管理者は、個人情報にかかる不正アクセス、盗難、紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止、保護するための必要かつ適切な安全管理対策を講じるものとする。

2 個人情報保護管理者は、担当部局が保有する個人情報を把握し、従業員が適切に管理できるよう取り決めるとともに、利用目的を終えた個人情報の廃棄を適切な方法で行うものとする。

3 前各号に掲げる安全管理対策を実施するために、理事会は従業員への指導教育を図らなければならない。

第 7 章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第 21 条 当協会の個人情報保護管理者は、各部局の長がこれを担う。

2 個人情報保護管理者は、本規程に定めるところに基づき、各部局が担当する会務及び事業に関して個人情報及び特定個人情報保護に関する内部規程の整備、安全対策の実施、委託の管理等を推進し、周知徹底等の措置を実践する責任を負うものとする。

3 個人情報保護管理者は、個人情報を取扱う会務及び事業の委託を受けた者に対して、個人情報保護に

かかる安全管理のため必要かつ適切な監督を行うものとする。

- 4 個人情報保護管理者は、管理業務実施のために、補佐を行う者を任命することができるものとする。

(従業者の義務)

第 22 条 当協会の従業者または従業者であった者は、業務上知り得た個人情報及び特定個人情報の内容を第三者に開示もしくは漏洩したり、無断で使用してはならない。

- 2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には理事会へ報告するとともに、関係部局に適切な措置をとるように指示するものとする。

(個人情報及び特定個人情報にかかる事故対策)

第 23 条 当協会の会務もしくは事業において、個人情報にかかる不正アクセス、盗難、紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどの事故が発生した場合もしくは事故発生が疑われる場合には、事故に関わる者もしくは事故を発見した者は事故の詳細について速やかに個人情報保護管理者へ報告しなければならない。

- 2 個人情報保護管理者は、前号の規程にかかる報告内容に基づき事故による影響の程度をただちに調査し、理事会へ報告しなければならない。
- 3 代表理事は、事故の詳細についての関係者への説明、また関係機関への報告が適切に行われるよう理事会を指揮するものとする。

附則

1. 本規程の改廃は、理事会において決定する。また、改廃の決定後は、会員へその旨周知を図ることとする。
2. この規則は、2017年5月9日制定し、2017年5月30日から施行する。